

第2期

あいらクリーンセンター包括運営管理委託

要求水準書（案）

2024年5月

始良市生活環境課

目 次

第1章 総則	1
第1節 事業概要.....	1
第2節 用役条件.....	7
第3節 運営要件.....	7
第4節 運営実施の主要計画.....	12
第5節 運営・維持管理業務条件.....	13
第2章 運営・維持管理体制	16
第1節 組織計画.....	16
第2節 労働安全衛生・作業環境管理.....	17
第3節 連絡体制.....	17
第3章 事前準備	18
第4章 搬入・搬出管理業務	19
第1節 搬入日時.....	19
第2節 搬入管理.....	19
第3節 搬出管理.....	19
第5章 運転管理業務	21
第1節 本件施設に係る運転管理業務.....	21
第6章 維持管理業務	24
第1節 本件施設に係る維持管理業務.....	24
第2節 建築物・関連設備等に係る維持管理業務.....	27

第7章 環境管理業務	29
第1節 環境保全基準.....	29
第2節 環境保全計画.....	29
第3節 環境保全対策委員会支援.....	29
第8章 情報管理業務	30
第1節 運転記録報告.....	30
第2節 点検・検査報告.....	30
第3節 補修・更新報告.....	30
第4節 環境管理及び作業環境管理報告.....	30
第5節 施設情報管理.....	30
第6節 その他管理記録報告.....	31
第9章 防災・防犯・警備等管理業務	32
第1節 防火管理.....	32
第2節 防災管理.....	32
第3節 保安全管理体制.....	33
第4節 危機管理の対応.....	33
第10章 その他関連業務	34
第1節 対象施設内の清掃等.....	34
第2節 植栽の管理・保守.....	34
第3節 桜島降灰の清掃及び除雪等.....	34
第4節 保険.....	34
第5節 見学者・市民対応.....	34
別紙：本件施設の稼動に係る計測項目（環境保全計画）.....	36
別表1.....	38
別表2.....	40

第1章 総則

第2期あいらクリーンセンター包括運営管理委託要求水準書(以下「要求水準書」という。)は、始良市(以下「本市」という。)が第2期あいらクリーンセンター包括運営管理委託(以下「本事業」という。)を実施する事業者(以下「事業者」という。)に対して要求するサービス水準を示すものである。

要求水準書は、本事業の基本的な内容について定めるものであり、本事業の目的達成のために必要な設備あるいは業務等については、要求水準書等(本事業の要求水準書、様式集、及び事業契約書(案)をいう。)に明記されていない事項であっても、事業者の責任において、全て完備あるいは遂行するものとする。

第1節 事業概要

1 事業目的

本事業は、本市が所管しているあいらクリーンセンター(以下「本件施設」という。)に搬入されるし尿及び浄化槽汚泥(以下、「し尿等」という。)を適正に処理・処分することにより、環境への負荷軽減と保全を図るとともに、効果的かつ効率的な運転管理により、本件施設の性能を安定的に維持することを目的とする。

また、本件施設の運営については、経済性に配慮するとともに、運転管理に関するノウハウを最大に発揮することにより、通常時における安定した運転に加えて、非常時においても迅速な対応が行えるように計画するものとする。

2 事業の名称

第2期あいらクリーンセンター包括運営管理委託

3 事業の実施場所

鹿児島県始良市加治木町木田 5348 番地 26

4 事業期間

本事業の事業期間は次のとおりとする。

なお、運営準備期間とは、本事業の事業者が本件施設の運転を行っている事業者(以下、「現事業者」という。)から本件施設の運転管理等の方法を引き継ぎするのに要する期間である。

契約期間 : 契約締結日の翌日から令和 17 年 3 月 31 日まで

運営準備期間 : 契約締結日の翌日から令和 7 年 3 月 31 日まで

事業期間 : 令和 7 年 4 月 1 日から令和 17 年 3 月 31 日まで (10 年間)

5 業務の範囲

(1) 事業者

本事業において、事業者が行う主な業務は、搬出入管理業務、運転管理業務、維持管理業務、環境管理業務、情報管理業務、防災等管理業務、その他関連業務であり、その内容は表 1-1 に示すとおりである。また、本市と事業者の業務分担表を別表 1 に示す。

表 1-1 事業者の業務範囲とその内容

No.	業務範囲	業務内容
1	事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ① 許認可の取得 ② 業務の引き継ぎ、新規採用運転員の教育訓練の実施 ③ 事業計画書及び運営マニュアルの作成 ④ 運転教育計画書の作成
2	搬入・搬出 管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ① 搬出入車両の受付、計量及び記録の整理 ② 沈砂の搬出（※現在は、槽内清掃の受託業者が引抜き処分している。） ③ 脱水汚泥の搬入立会い ④ し渣及び脱水汚泥の搬出補助等
3	運転管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ① 各処理工程設備機器の運転操作 ② 各処理工程の水質等管理 ③ 水質測定検査 ④ 運転計画（年間、月間）の作成 ⑤ 電気、水道、燃料、薬品等の確保
4	維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ① 維持管理計画の作成（事業期間、年間） ② 点検、検査の実施（法定点検及び自主点検） ③ 施設の機能診断等（機能検査、精密機能検査）の実施 ④ 設備機器の清掃、修繕の実施 ⑤ 機器・設備の更新の実施 ⑥ 改良的修繕の提案 ⑦ 備品、什器、物品の調達
5	環境管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ① 施設の運転に関わる環境保全基準の設定、計画の設定及び実施 ② 従業員の作業環境に関わる保全基準の設定、計画の作成及び実施 ③ 各種分析業務
6	情報管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ① 各種し尿及び浄化槽汚泥等搬入実績報告書の作成及び管理 ② 各種運転維持管理報告書の作成及び管理（運転記録、点検記録、検査記録、補修・更新記録等） ③ 設計図書等の施設情報の管理 ④ 各年度の実績報告（電気、水道、燃料、薬剤等の運転維持管理）及び次年度の運転維持管理計画等の作成 ⑤ その他事業概要に順ずる実績報告及び管理
7	保安全管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害発生時の対応マニュアルの作成 ② 機器の故障等の緊急時における対応マニュアルの作成 ③ 緊急対応マニュアルの作成、自主防災組織の整備、防災訓練の実施等 ④ 危機管理に対する機能維持計画書の作成
8	その他 付帯業務	<ul style="list-style-type: none"> ① 施設内の清掃 ② 敷地内（レストハウス及び広場含む。）の除草及び植栽管理 ③ 見学者及び行政視察者に対する本市の対応への協力 ④ 本市からの貸与品の保守管理 ⑤ 施設内の備品の保守管理 ⑥ 施設及び敷地内への降灰・積雪の除去 ⑦ 本市の業務範囲以外の業務、その他本事業の遂行に必要な業務

(2) 本市

本事業における次の業務は、本市が行う。

- ア 処理対象物の本件施設への搬入
- イ し渣の処分、見学者及び行政視察者に対する対応（ただし、事業者はこれに協力する）
- ウ 本件施設の運営管理に対して、市民から意見要望があった場合の対応（ただし、事業者はこれに協力する）
- エ 運営管理のモニタリング（本市職員担当者を配置する）
- オ 環境保全対策委員会の開催に関すること。（ただし、事業者はこれに協力をする）

6 対象施設及びその仕様

本事業の対象施設の概要は表 1-2 に示すとおりである。

表 1-2 対象施設の概要

施設名	施設概要	
あいらクリーンセンター	① 土地面積	9,918.03 ㎡
	② 延床面積	4,778.73 ㎡
	③ 構造 RC 構造	一部 S 造 地下 1 階、地上 2 階
	④ 規模	195kL/日（し尿 77kL/日、浄化槽汚泥 118kL/日）
	⑤ 処理方式	高負荷脱窒素処理方式 + 高度処理
	⑥ 所在地	鹿児島県始良市加治木町木田 5348-26
	⑦ 都市計画事項	都市計画区域内
	用途地域	工業地域
	防火地域	指定なし
	高度地区	指定なし
	建ぺい率	60%
	容積率	200%
	⑧ 電気	
	設備容量	1,600kVA 受電電力 745kW 受電電圧 6,600V
	契約電力	378kW（令和 5 年 8 月時点）
	非常用発電装置	定格容量 400kVA 燃料：灯油
	⑨ 生活用水	上水
⑩ プロセス用水	上水	
⑪ ガス	都市ガス	

7 運営準備期間の定義及び費用負担

運営準備期間の定義、目的及び期間中の費用負担は次のとおりとする。

(1) 定義

運営準備期間とは、本市と事業者が交わす事業契約書の契約日の翌日より、運営開始前日までの期間をいう。

(2) 目的

運営をスムーズに事業者へ移行するため、事業者の運転要員への運転等の教育・訓練及び業務引継ぎを目的とし、本件施設については現事業者から行うものとする。

(3) 費用負担

本市は、運営準備期間中の電気、水道、灯油及び薬品類等の用役・消耗品を、事業者は、本市職員以外の運転要員の人件費を負担するものとする。

8 公害防止等基準

事業者は施設の運営にあたり、次に掲げる公害防止等の基準を遵守しなければならない。

(1) 放流水質基準値

放流量量：	292 m ³ /日以下
放流水質：pH	5.8～8.6
BOD	10mg/L 以下（日間平均）
COD	20mg/L 以下（日間平均）
SS	10mg/L 以下（日間平均）
T-N	10mg/L 以下（日間平均）
T-P	1mg/L 以下（日間平均）
色度	30 度以下（日間平均）
大腸菌群数	1,000 個/mL 以下（日間平均）

(2) 騒音基準値

朝（6：00～8：00）	：55dB（A）以下
昼間（8：00～19：00）	：60dB（A）以下
夕（19：00～22：00）	：55dB（A）以下
夜間（22：00～6：00）	：50dB（A）以下

(3) 振動基準値

昼間（8：00～19：00）	：55dB 以下
夜間（19：00～8：00）	：55dB 以下

(4) 悪臭基準値

ア 排出口における規制基準は以下のとおりである。

臭気濃度：300 以下

【脱臭装置出口】

悪臭物質名	規制基準
アンモニア	1.0ppm 以下
メチルメルカプタン	0.002ppm 以下
硫化水素	0.02ppm 以下
硫化メチル	0.01ppm 以下
二硫化メチル	0.009ppm 以下
トリメチルアミン	0.005ppm 以下
アセトアルデヒド	0.05ppm 以下
スチレン	0.4ppm 以下
プロピオン酸	0.03ppm 以下
ノルマル酪酸	0.001ppm 以下
ノルマル吉草酸	0.009ppm 以下
イソ吉草酸	0.001ppm 以下
トルエン	10ppm 以下
キシレン	1.0ppm 以下
酢酸エチル	3.0ppm 以下
メチルイソブチルケトン	1.0ppm 以下
イソブタノール	0.9ppm 以下
プロピオンアルデヒド	0.05ppm 以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009ppm 以下
イソブチルアルデヒド	0.02ppm 以下
ノルマルバレルアルデヒド	0.009ppm 以下
イソバレルアルデヒド	0.003ppm 以下

【煙突出口】

臭気濃度：1,000 以下

イ 放流水中における規制基準は次式によって算出される値以下とする。

$$CLM = KXCm$$

CLM : 排出水中の濃度 (mg/L)

K : 悪臭物質の種類と排出水量によって定められた値 (mg/L)

Cm : 悪臭物質の種類によって定められた敷地境界基準 (ppm) ア項の数値

規制対象悪臭物質及びKの値		
悪臭物質	排水の量	K 値
メチルメルカプタン	0.001 m ³ /S (0.06 m ³ /分) 以下	16
	0.001~0.1ms/S 以下	3.4
	0.1 m ³ /S (6 m ³ /分) を超える	0.71
硫化水素	0.001ms/S (0.06 m ³ /分) 以下	5.6
	0.001~0.1 m ³ /S 以下	1.2
	0.1 m ³ /S (6 m ³ /分) を超える	0.26
硫化メチル	0.001 m ³ /S (0.06 m ³ /分) 以下	32
	0.001~0.1 m ³ /S 以下	6.9
	0.1 m ³ /S (6 m ³ /分) を超える	1.4
二硫化メチル	0.001 m ³ /S (0.06 m ³ /分) 以下	63
	0.001~0.1 m ³ /S 以下	14
	0.1 m ³ /S (6 m ³ /分) を超える	2.9

9 汚泥等の処理処分方法と性状

(1) 沈砂

場外排出処分とする。

(2) し渣

含水率 60%以下に脱水し、ごみ処理施設（あいら清掃センター）にて焼却処分とする。

(3) 汚泥

脱水汚泥は含水率 84%以下に脱水し、場外搬出処分（堆肥化）とする。

第2節 用役条件

本件施設の用役条件は、表 1-3 に示すとおりである。

表 1-3 本件施設（あいらくリーセンター）の用役条件

種別	用役条件
給水	プラント用及び生活用とも上水を水源としており、それぞれ専用の給水設備により、必要箇所に供給している。
電力	3相3線式、6.6kV、60Hz、1回線受電 本件施設の受電方式は高圧電力 A、契約電力は 378kW（令和 5 年 8 月時点）であり、本事業に係る電力使用料は事業者が負担する。なお、契約電力は事業者において変更可能とし、変更する場合は九州電力(株)の電気供給約款等に従うこと。 また、本件施設は、停電時においても最低限の機能を維持できるよう非常用発電機を保有している。
電話	本件施設内に設置されている既設の電話は、外線 3 回線のうち光回線除く 2 回線及び内線は使用可とし、使用料（基本料金を含む）は事業者が負担する。また、本件施設の既設の電話回線とは別に、必要な数の回線（FAX 及びインターネット回線を含む）を引き込む場合も、それらに係る費用及び使用料（基本料金含む）は事業者が負担する。
ガス	本件施設では、給湯用として都市ガスを使用しているが、この調達費用は事業者が負担する。
燃料	本件施設では、非常用発電機に灯油を使用しているが、これらの燃料を含め、事業者が使用するガソリン、軽油、灯油等の調達費用は事業者が負担する。
薬剤	本件施設では、水処理、汚泥処理及び臭気処理において各種の薬剤を使用しているが、これらの薬剤の調達費用は事業者が負担する。
油脂類	本件施設に配備されている設備機器は定期的な油脂類の交換・補充が必要であるが、これらの油脂類の調達費用は事業者が負担する。
排水	敷地内雨水：構内雨水排水設備を経て敷地外の側溝へ放流する。 生活排水及びプラント排水：搬入し尿等とともに本件施設において処理を行った後、網掛川に放流する。

第3節 運営要件

1 基本方針

事業者は、本件施設が本市における循環型社会形成の中核をなす施設であること及び地域住民や近隣自治体の理解・協力を得た上で整備されていることを十分に認識し、模範的な運営に配慮するものとし、次の基本方針を遵守するものとする。

(1) 搬入物の適正処理

事業者は、以下の事項に留意の上、本件施設に搬入されるし尿等を円滑に、かつ適正に処理すること。

ア 安定運転の確保を図る。

イ 地域住民に安心感を持たれるような施設運営に努める。

(2) 環境保全

事業者は、以下の事項に留意の上、周辺環境並びに地球環境への環境負荷の低減と保全に配慮すること。

ア 公害防止関係法令・規定を遵守する。

イ 施設運営にあたり省エネルギーに努める。

(3) 安全性・安定性の確保

事業者は、本件施設の運営にあたり、常に安全性・安定性を確保するとともに、天災や事故等においても迅速かつ適切に対応できるよう維持管理を行うこと。

ア 災害時には二次災害の防止に努める。

(4) 経済性の確保

事業者は、効果的かつ効率的な運営・維持管理を行うことにより、経済性を確保すること。

ア 運営・維持管理は、長期的視野に立ち行う。

イ 運営組織の効率的な運用を図る。

(5) 本件施設の基本性能の維持

事業者は、設備機器の日常・定期点検、適切な補修及び適正な運転等により、本件施設の基本性能を長期にわたり確保できるように努めること。

2 疑義

事業者は、要求水準書等に疑義が生じた場合には、本市と事業者の双方で協議を行い、その決定に従うものとする。

3 要求水準書等の遵守

事業者は、要求水準書等に記載されている要件について、契約期間中遵守しなければならない。

また、事業者は、要求水準書に記載されていない事項であっても、本件施設の運転管理に係る作業等は、事業者の責任において行うものとする。

4 関係法令等の遵守

事業者は、事業期間中、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「労働安全衛生法」等の関係法令等を遵守するものとする。

なお、これらの関係法令等を表 1-4 に例示する。

表 1-4 関係法令等（例示）

法令名	法令名
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	毒物及び劇物取締法
ダイオキシン類対策特別措置法	駐車場法
環境基本法	工場立地法
大気汚染防止法	事務所衛生基準規則・危険物の規制に関する規則・政令
水質汚濁防止法	一般高圧ガス保安規則
騒音規制法	特定化学物質等生涯予防規則
振動規制法	クレーン等安全規則
悪臭防止法	ボイラ及び圧力容器安全規則
土壌汚染対策防止法	始良市環境基本条例及び関係条例
都市計画法	汚泥再生処理センター性能指針
建築基準法	ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン
建築法	廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類暴露防止対策要綱
消防法	厚生労働省通達関係
道路法	特定フロンの排出抑制・使用合理化指針
道路交通法	工場電気設備防爆指針
砂防法	電気設備に関する技術基準
森林法	電気保安法による設備基準
下水道法	電気工作物の溶接に関する技術基準
水道法	溶接技術検定基準（JIS Z 3801）
グリーン購入法	河川構造物設計基準
地方自治法	クレーン構造規格
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	クレーン過負荷防止装置構造規格
労働基準法	電気機械器具防爆構造規格
労働安全衛生法	ボイラ構造規格
作業環境測定法	圧力容器構造規格
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	日本工業規格（JIS）
航空法	日本農林規格（JAS）
電波法	日本電気規格調査会標準規格（JEC）
有線電気通信法及び公衆電気通信法	日本電気工業会標準規格（JEM）
電気事業法	日本電線工業会標準規格（JCS）
電気工事士法	日本油圧工業会規格（JOHS）
電気用品取締法	内線規定
計量法	電気供給規定
高圧ガス取締法	その他、関係法令、規格、規定、総理府、通達及び技術指針等

5 関係官公署の指導等

事業者は、事業期間中、関係官公署の指導等に従うこと。なお、関係法令等の改正に伴い、本件施設を構成する設備機器の改造等が必要な場合の費用負担については、本市と事業者が協議により定めるものとする。

6 関係官公署への申請

事業者は、本市が行う本件施設に係る関係官公署への申請等に全面的に協力し、本市の指示により、必要な書類・資料等を作成、提出するものとする。なお、事業者が行う申請については、事業者の責任により行うこと。

7 本市及び所轄官庁への報告

事業者は、本件施設の運営管理に関して、本市及び所轄官庁が報告、記録、資料提供等を要求する場合は、速やかに対応するものとする。なお、所轄官公庁からの報告、記録、資料提供等の要求については本市の指示に基づき対応すること。

8 事業実施状況の調査等

本市は、事業者による本件施設の運転管理や保守点検等の状況を把握するため、定期的な現場調査を実施するとともに、報告を求めるものとする。この場合、事業者は、本市が行う調査等に全面的に協力し、要求する資料等を速やかに提出すること。また、監督官庁の立入検査についても協力すること。

9 マニュアル及び計画書の作成

事業者は、本事業の遂行に際して、事業者が作成するよう定められている各業務のマニュアルまたは計画書については、本市との協議により作成するものとする。なお、本市との協議を要しない軽微なものの場合には、作成後、速やかに本市の確認を得るものとする。

10 基本性能

事業者は、基本性能の維持に努めなければならない。基本性能とは、本件施設の各設備機器によって発揮される施設の性能であり、完成図書において保証されている内容である。ここでいう、完成図書とは、建設工事において本件施設の設計を最終的に取りまとめた図書をいう。

11 災害発生時等の協力

- (1) 震災その他不測の事態により、要求水準書等に示す計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生する等の状況に対して、その処理・処分を本市が実施しようとする場合、事業者はその処理・処分に協力するものとする。この場合における責任分担の程度や具体的内容は、事業契約書の定めによるものとする。
- (2) 災害発生時において来場者等を適切に誘導するとともに、運転要員の避難等、人身の安全を最優先すること。
- (3) 本市と他の自治体間における相互支援等について、本市に協力すること。
- (4) 自然災害等による緊急事態に遭遇した場合においても、本件施設の損害を最小限にとどめつつ、本事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動

や緊急時における方法や手段等を取り決めておくこと。また、策定した計画の適切な運用、維持管理に努めること。

- (5) 災害、設備機器の故障及び停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。
- (6) 緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧、本市への報告等の手順等を定めた緊急対応マニュアルを作成し、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行うこと。なお、作成した緊急対応マニュアルについては、緊急対応が安全かつ速やかに行えるよう、必要に応じて見直し、改定する等、随時改善を図ること。
- (7) 台風・大雨等の警報発令時、火災、事故、運転要員のけが等が発生した場合に備えて、自らが整備する自主防災組織及び警察、消防、本市等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに本市へ報告すること。
- (8) 緊急時に防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行うこと。また、訓練の開催については、事前に本市に連絡し、本市の参加について協議すること。

12 事故発生時の対応

- (1) 事業者は、万一の事故発生時には、本件施設内の来場者、本市職員及び事業者の安全を第一に考え行動するとともに、本市及び関係官公署に速やかに連絡するものとする。
- (2) 事業者は、安全が確認された後、原因の究明と本件施設の復旧に努めなければならない。
- (3) 事故が発生した場合、消防・警察等へ連絡するとともに、事業者は直ちに事故の発生状況及び事故時の運転記録等を本市に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、本市に提出すること。

13 貸与品

事業者は、本件施設に配備されている諸室（中央監視室、水質分析室、休憩室等）、付帯設備（トイレ等）、駐車場、備品・工具類等を無償で使用できるものとする。

14 委託費の支払い

本市は、本事業に要する対価（以下、「委託費」という。）を、事業期間にわたり事業者へ支払うものとする。支払条件等の詳細については、事業契約書に定めるものとする。

15 リスク分担

本事業において、予想されるリスク及び本市と事業者との責任分担は、原則として別表2のリスク分担表に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約書で定めるものとする。

第4節 運営実施の主要計画

1 処理対象物・搬出物

本件施設の処理対象物と搬出物は、表 1-5 に示すとおりである。

災害廃棄物については、処理対象物として、本件施設の処理能力を超えない範囲で処理するものとするが、その費用は本事業範囲に含めないものとする。

なお詳細は、災害発生時にその都度、本市と事業者が協議を行い決定するものとする。

表 1-5 処理対象物と搬出物

区分	処理対象物・搬出物
処理対象物	① し尿 ② 浄化槽汚泥 ③ 脱水汚泥（コミュニティ・プラント）
搬出物	① し渣 ② 脱水汚泥

2 し尿等の計画搬入量及び性状

事業期間中において、本件施設に搬入されるし尿等の計画搬入量及び性状は次に示すとおりである。

ただし、これらは、あくまで見込みであり、本件施設に搬入されるし尿等の搬入量及び性状を確約するものではない。

本件施設のし尿等の計画搬入量及び性状

ア 本事業期間中におけるし尿等の搬入見込み量を「添付資料」に示す。

イ し尿等の搬入性状については、表 1-6 に示す本件施設の計画値及び実績値を参考とすること。なお、搬入量及び性状の実績値の詳細は、「添付資料」を参照のこと。

表 1-6 し尿等の性状

項目	計画値		実績値（し尿・浄化槽汚泥混合）※
	し尿	浄化槽汚泥	上段：平均 下段：(最小～最大)
pH	8.4	7.4	6.78 (6.40～7.06)
BOD	13,000mg/L	5,500mg/L	1,208mg/L (600～1,550)
COD	7,900mg/L	4,500mg/L	981mg/L (525～2,300)
SS	18,000mg/L	13,000mg/L	6,110mg/L (4,450～8,320)
全窒素	4,900mg/L	1,100mg/L	236mg/L (194～367)
アンモニア 性窒素	-	-	204mg/L (150～270)
全リン	610mg/L	190mg/L	31.0mg/L (6.0～44.1)
塩素イオン	3,800mg/L	360mg/L	-

※：令和4年度実績値

第5節 運営・維持管理業務条件

本件施設は、供用後23年を経過しており、設備機器の経年劣化が進行している。このため、事業者は、「添付資料」の補修・更新計画（例示）を基に策定した補修・更新計画に従い、機械・電気設備の整備・補修を行いつつ、日常の運転、点検、維持管理を適切に行わなければならない。なお、土木建築設備については、大規模な修繕は発生しないものと見込んでいる。なお、法令変更等に伴う改造工事が発生した場合の大規模修繕は除くものとする。

1 運営・維持管理業務

運営・維持管理業務は、以下に基づいて行うものとする。

- (1) 要求水準書
- (2) 事業契約書
- (3) 質疑回答書
- (4) 事業者の提案書類
- (5) その他本市が指示するもの

2 要求水準書等記載事項

(1) 記載事項の補足等

要求水準書等で記載された事項は、本事業における基本的部分について定めたものであり、これを上回って運営・維持管理することを妨げるものではない。また、要求水準書等

に記載されていない事項であっても、本件施設を運営・維持管理するために必要と思われるものについては、本市の確認を得て全て事業者の責任及び負担にて実施するものとする。

(2) 参考図書の取り扱い

要求水準書等の表等で「(参考)」「(例示)」と記載されたものは、一例を示すものである。「(参考)」「(例示)」と記載されたもの以外について、本件施設を運営・維持管理するために当然必要と思われるものについては、全て事業者の責任及び負担において補足・完備するものとする。

3 新技術への対応

事業期間中において、本事業に関連して著しい技術または運営手法の革新等がなされた場合、本市及び事業者は、当該技術革新等に基づく新しい技術または運営手法等（以下「新技術等」という。）の本事業に対する導入の可能性について、本件施設の設計・施工業者（以下、「設計・施工業者」という。）の意見を求め、事業者と協議の上、検討を行うものとする。

前項の検討に係る費用のうち、設計・施工業者との協議に際して設計・施工業者に発生する費用は、事業者が負担し、本市が合理的と認める費用については、本市が負担するものとする。

4 事業終了時の条件

事業者は、本事業終了時において第1章に示す本件施設の基本性能を満足した状態であることを示さなければならない。また、本事業終了後は大規模改修を行うことなく、適切な運営・維持管理を行った状態で、2年間引き続き使用できる状態で市に引き渡さなければならない。なお、大規模改修とは、本件施設を長期に渡って継続使用するための設備機器の更新や性能を向上させるための改造等をいう。

5 本件施設への本市職員によるモニタリング

本件施設には、本事業の円滑な遂行と事業者の監督を目的として、本市職員により随時モニタリングを行う。

本市職員及び来庁者並びに見学者が直接的に消費する電気（自動販売機を含むが、売り上げは本市が管理する。）、水、トイレトペーパー、電話（光回線を除く）、等に係る経費は委託料に含まれるものとする。

なお、当該事項に関する詳細は、事業者が提供するサービスの方法に依存するため、表1-7に示す内容を基に、事業者と別途協議して決定するものとする。

表 1-7 具体的なモニタリング手順（参考）

項目	事業者	本市
計画時	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施前に長期運営・維持管理実施計画書、運営・維持管理マニュアルを作成し、本市へ提出する。 ・年間運営・維持管理実施計画書、月間運営・維持管理業務実施計画書、業務実績報告書（日報、週報、月報、年報）等の様式を作成し、本市へ提出する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・長期運営・維持管理実施計画書等を事業者と協議の上、内容を確認して承諾する。 ・業務実績報告書の様式等を事業者と協議の上、内容を確認して承諾する。
日常モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日の業務の実施に関する日常モニタリングを行い、その結果に基づき、セルフモニタリング結果報告書を作成し、業務実績報告書（日報）にその内容を含める。 ・業務実績報告書（日報）を本市へ提出する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務報告書（日報、セルフモニタリング結果報告書を含む）の内容及び業務水準を確認して承諾する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の運営・維持管理やサービスの提供に大きな影響を及ぼすと思われる事象が生じた場合には、直ちに本市に報告する。 	
定期モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実績報告書（日報）及びその他の報告事項をとりまとめ、業務実績報告書（週報、月報、年報）を提出する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実績報告書等の内容を確認し、業務実施状況の評価を行い、評価結果を事業者へ通知する。 ・定期的に施設巡回、業務監視、事業者に対する説明要求及び立会い等を行う。 ・モニタリング結果に基づき、委託料の支払いを行う。 ・モニタリング結果について対外的に公表する。
随時モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・適宜、説明要求や現場立会いの対応を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期モニタリングのほかに、必要に応じて、施設巡回、業務監視、事業者に対する説明要求及び立会い等を行う。この結果については、定期モニタリングの結果に反映する。 ・是正指導等を行った場合、事業者からの是正指導に対する対処の完了の通知等を受けて実施する。

6 地域経済への配慮

事業者は、関係法令等に基づく雇用基準等を遵守した上で、地元雇用に配慮し、地元企業の育成・貢献につながるよう、地域経済に対する配慮を行うこと。

なお、人員の確保に当たっては、地元における雇用促進に配慮するものとする。

第2章 運営・維持管理体制

第1節 組織計画

1 人員確保及び教育

(1) 運転要員の確保

事業者は、本事業を実施するために必要な人員を事業期間に渡って確保するものとする。

事業者は、運営準備期間中において、運転指導を受ける要員を配置するものとし、これに係る人件費等の費用は、全て事業者が負担すること。

(2) 運転教育計画の作成

事業者は、本件施設の運転に関して本市と協議の上、運転教育計画を作成するものとする。

事業者は、運営準備期間中に事業者が作成した運転教育計画を基に、本件施設については現事業者から運転の引き継ぎ等を受けるものとする。

2 全体組織計画

事業者は、本事業に係る適切な組織構成を計画するものとする。

(1) 事業者は、本事業の総括責任者として、廃棄物処理施設技術管理者の資格を有する者を配置しなければならない。

(2) 本事業を行うにあたり配置する有資格者は、表 2-1 に示す資格を有する者を基本とする。

(3) 関係法令、所轄官庁の指導を遵守する範囲において、配置する有資格者及び人員は、施設間での兼務を可能とする。

表 2-1 必要な有資格者（例示）

資格の種類
廃棄物処理施設管理技術者（し尿・汚泥再生処理施設技術管理士）
電気主任技術者
危険物取扱主任者
危険物保安監督員（危険物取扱主任者）
第2種酸素欠乏危険作業主任者
特定化学物質等作業主任者
有機溶剤作業主任者
防火管理者
その他労働安全関係で必要な有資格者

第2節 労働安全衛生・作業環境管理

事業者は、本事業に係る労働安全衛生・作業環境管理として、以下により計画するものとする。

- (1) 事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業者の安全と健康を確保するために、本事業に必要な管理者、組織等を整備するものとする。
- (2) 事業者は、整備した安全衛生管理体制について本市に報告するものとする。体制を変更した場合は速やかに本市に報告するものとする。
- (3) 事業者は、作業に必要な保護具、測定器等を整備し、従業者に使用させるものとする。保護具、測定器等は定期的に点検・整備し、安全性並びに測定精度を確保しておくものとする。
- (4) 日常点検、定期点検等の実施において、労働安全衛生上、問題がある場合、事業者は本市と協議の上、作業環境等の改善を行うものとする。
- (5) 事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき従業者に対して健康診断を実施し、その結果を保管しておくとともに、結果に応じた措置及び指導等を行うものとする。
- (6) 事業者は、従業者に対して、定期的に安全衛生教育を行うものとする。
- (7) 事業者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行うものとする。訓練の開催については、事前に本市に連絡するものとする。
- (8) 事業者は、本件施設内の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つものとする。
- (9) 事業者は、事業期間中の作業環境基準値の遵守状況を確認するため、必要な測定項目、方法、頻度等を定めた作業環境管理計画を作成・提出し、本市の承諾を得るものとする。
- (10) 事業者は、作業環境管理計画に基づき、作業環境基準の遵守状況を確認し、その結果を本市に報告するものとする。
- (11) 事業者は、施設における標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を定め、その励行に努め、作業行動の安全を図るものとする。
- (12) 事業者は、安全作業マニュアルを本件施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図るものとする。

第3節 連絡体制

平常時並びに緊急時の本市及び関係先への連絡体制を整備し、報告すること。また、体制を変更した場合は速やかに本市に報告するものとする。

第3章 事前準備

事業者は、本事業契約後速やかに事前準備として、以下の業務を行うものとする。

- 1 事業者は、本事業を実施するに当たり必要とされる電気・電話・水道等の支払い手続き等を行うものとする。
- 2 事業者は、運転管理等の教育訓練を受ける要員を確保するものとする。
- 3 事業者は、運転教育計画書を作成して、本市に提出し承諾を得るものとする。
- 4 事業者は、運営準備期間において、運転教育計画書に従い、現事業者からの引き継ぎ、運営開始のためのトレーニング等の必要な準備作業を行うものとする。
- 5 事業者は、事業実施の30日前までに、運営マニュアル、各種運営計画書等を作成し、本市の承諾を得るものとする。
- 6 事業者は、その他、事業遂行のために事前準備を行う必要がある場合には、必要に応じて事業者自身において行うものとする。

第4章 搬入・搬出管理業務

第1節 搬入日時

本件施設における一般廃棄物の受け入れは、以下のとおりとする。ただし、災害発生等の緊急時においては、本市との協議により、時間外の受け入れを行うものとする。

1 搬入日

月曜日から金曜日までとする。(ただし、必要に応じて本市の要請に従うこと)

2 搬入時間

8時30分から16時45分までとする。

第2節 搬入管理

1 受付管理

事業者は、搬入車両を計量機において計量し、計量値の記録管理を行う。

2 計量データ管理

事業者は、処理対象物（し尿、浄化槽汚泥、脱水汚泥、濃縮汚泥等）の計量データを記録し、月報及び年報としてとりまとめ、本市に報告するものとする。

3 誘導・指導

事業者は、収集車に対し、必要に応じ本件施設内の搬入ルートと投入口を指示するものとする。

4 搬入管理

事業者は、必要に応じ油類が流入した浄化槽汚泥を搬入する業者等に対し、適切な誘導・指示を行う。

5 本件施設搬入物の性状分析

事業者は、本件施設に搬入されたし尿及び浄化槽汚泥の性状を、定期的に分析・管理するものとする。

第3節 搬出管理

1 計量

事業者は、本件施設から搬出するし渣及び脱水汚泥を計量し記録する。

2 搬出業務

し渣及び脱水汚泥の本件施設からの搬出は事業者が行い、し渣については本市が指定する処分先（あいら清掃センター）へ搬出する。

脱水汚泥の搬出先候補者は事業者が本市に提示するものとし、支払い業務等について本市と連携を図るものとする。なお、脱水汚泥の処分方法は堆肥化とする。

搬出に際して、事業者が行う作業は、原則として表 4-1 に示すとおりとするが、詳細は本市との協議により決定する。

表 4-1 事業者が行う搬出等作業

搬出物	搬出等作業の内容
し渣	あいら清掃センターに搬出
脱水汚泥	堆肥化施設に搬出（搬出先候補者を事業者が本市へ提示）

第5章 運転管理業務

第1節 本件施設に係る運転管理業務

事業者は本件施設の各設備を、以下に示す条件に基づき適切に運転し、本件施設の基本性能を発揮させることで、搬入された廃棄物を適正に処理するとともに、関係法令、公害防止等基準を遵守し、周辺環境の保全に寄与するものとする。

1 年間運転日数

本件施設の年間運転日数は、本市から発生するし尿等の搬入量に応じて、事業者が計画する人員配置や効果的かつ効率的な運転方法を勘案して、任意に設定できるものとするが、計画した年間運転日数については本市に報告し、承諾を得ること。

2 運転時間

本件施設：運転時間 24 時間/日

(1) 受入・貯留・前処理設備

稼働日数：5 日/週

運転時間：5～7 時間/日

(2) 水処理設備

ア 主処理設備

稼働日数：7 日/週

運転時間：24 時間/日

イ 高度処理設備（オゾン酸化処理設備は廃止）

稼働日数：7 日/週

運転時間：24 時間/日

ウ 消毒・放流設備

稼働日数：7 日/週

運転時間：24 時間/日

(3) 汚泥処理設備

ア 汚泥脱水設備

稼働日数：5 日/週

運転時間：5～7 時間/日

イ 汚泥焼却設備（廃止）

(4) 共通設備

ア 脱臭設備

稼働日数：7 日/週

運転時間：24 時間/日

イ 取排水設備

稼働日数：7 日/週

運転時間：24 時間/日

3 施設動線

事業者は場内の動線については、本市が定めた動線を遵守する。

緊急時の動線については、本市との協議により決定する。

4 適正処理

事業者は関係法令、公害防止基準等を遵守するとともに、搬入されたし尿等を適正に処理するものとする。

事業者は本件施設より排出される放流水や排ガス等が関係法令、公害防止基準等を満たすように適正に処理するものとする。放流水や排ガス等が上記の関係法令、公害防止基準等を満たさない場合は、上記の関係法令、公害防止基準等を満たすことができるように、必要な処理を行うものとする。

5 適正運転

事業者は、本件施設の運転が適性に行われていることを、関係法令、公害防止基準等に係る検査を行うことにより確認する。

放流水及び排ガス基準値を超過した場合は、原則として、直ちに本件施設を停止後、原因を調査し速やかに本市へ報告するものとする。ただし、測定機器の故障・誤作動等、原因が特定または推定されるもの及び軽微なものについては、この限りではない。

6 運転管理体制

事業者は本件施設を適切に運転するために、運転管理体制を整備する。

事業者は整備した運転管理体制について本市に報告するものとする。

事業者は運転管理体制を変更した場合は、速やかに変更した体制表を本市に提出し、承諾を得ること。

7 運転計画の作成

事業者は年度別の計画処理量に基づく本件施設の点検、補修等を考慮した年間運転計画を毎年度作成し、本市へ報告するものとする。

事業者は年間運転計画に基づき月間運転計画を作成し、本市へ提出するものとする。

事業者は作成した年間運転計画及び月間運転計画に変更が生じた場合は、速やかに変更した運転計画を本市へ提出し、承諾を得ること。

8 運転管理マニュアル

事業者は、本件施設の運転操作に関して、運転管理上の目安として管理項目を設定するとともに、操作手順及び方法について取扱説明書に基づいて標準化した運転管理マニュアル（爆発、火災事故発生防止を含む。）を作成・提出し、本市の承諾を得るものとする。また、運転管理マニュアルに基づいた運転を実施するものとする。

作成した運転管理マニュアルは、本件施設の運転状況に合わせて適宜改善するものとし、改善した運転管理マニュアルは、本市の承諾を得るものとする。

9 運転管理記録の作成

事業者は各設備機器の運転データ、電気・上水等の用役データを記録するとともに、分

析値、補修等の内容を含んだ運転日誌、日報、月報、年報等を作成し、定期的に本市に提出するものとする。

第6章 維持管理業務

第1節 本件施設に係る維持管理業務

1 備品・用役の調達計画

事業者は、本件施設の年間運転計画及び月間運転計画に基づき、経済性を考慮した主要な備品・用役の調達計画を作成し、本市へ提出するものとする。

2 備品・用役の管理

事業者は、調達計画に基づき調達した備品・用役を常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるように適切に管理するものとする。

3 施設の機能維持

事業者は、本件施設の基本性能を事業期間にわたり維持するものとする。

事業者は、本件施設の公害防止等基準（第1章 第1節 8参照）を事業期間にわたり維持するものとする。

4 点検・検査計画

事業者は、点検及び検査を効率的に実施できるように点検・検査計画を策定するものとする。

事業者は、日常点検、定期点検、法定点検・検査、自主検査等の内容（機器の項目、頻度等）を記載した点検・検査計画書（毎年度のもの、事業期間を通じたもの）を作成・提出し、本市の承諾を得るものとする。なお、処理工程水等の分析において発生した廃液や沈殿物等は、事業者の責任において、適正に処理処分すること。

全ての点検・検査は、運転の安定性、安全性及び効率性を考慮し計画するとともに、事業期間中に行った点検・検査を記録し、保存すること。

5 点検・検査の実施・報告

点検・検査は、毎年度提出する点検・検査計画書に基づいて実施するものとする。

日常点検で異常や故障を発見した場合、事業者は臨時の点検・整備を実施して、直ちに正常な運転状態に復帰させること。

事業者は、点検・検査に係る記録を適切に管理し、法令等で定められた年数または本市との協議により定めた年数を保管すること。

事業者は、点検・検査結果報告書を作成し、本市へ提出するものとする。

6 補修・更新計画の作成

事業者は、事業期間を通じた毎年の補修・更新計画を「添付資料」補修・更新計画（例示）を基に本市と協議の上作成し、提出すること。なお、補修・更新計画策定にあたっては、季節変動（し尿及び浄化汚泥搬入量、性状等）を十分考慮すること。

事業期間を通じた補修・更新計画は、点検・検査結果に基づき毎年度更新し、本市に提出すること。また、更新した補修・更新計画については本市の承諾を得ること。

各年度の補修・更新計画は、設備・機器の耐用度と消耗状況に基づき作成・提出し、本市の承諾を得ること。

本事業において計画すべき補修・更新の範囲は、点検・検査結果に基づき、施設の基本性能を維持するための設備・機器の調整、部分取替、更新である。

表 6-1 本件施設の法定点検項目（参考）

項目	法令・通知等		頻度
本件施設全般	廃棄物の処理及び清掃に関する法律同法施行規則	維持管理 精密検査	1回/3年以上
計量機	計量法 定期検査		1回/2年
受配電設備	電気事業法	電気設備技術基準	保安規定による
消防用設備	消防法 同法施行規則	機能点検 総合点検	1回/6ヶ月 1回/1年
危険物の貯蔵所	消防法	定期点検	1回/3年
非常用発電設備	消防法 他関係法令	機能点検	1回/6ヶ月
その他必要な項目	関係法令		関係法令の規定

※その他必要な項目：自動扉、空調機・換気扇等の保守点検を含む。

7 補修・更新の実施

- (1) 事業者は、「添付資料」補修・更新計画（例示）に基づき、施設の基本性能を維持するために補修・更新を行う。ただし、計画以外の補修・更新が緊急で必要な場合は、本市と事業者が協議の上、要求水準書の趣旨に基づき対応するものとする。
- (2) 補修・更新に際しては、補修・更新工事施工計画書を提出し、本市の承諾を得ること。
- (3) 各設備・機器の補修・更新に係る記録は、適切に管理し、法令等に定められた年数または本市との協議により定めた年数を保管するものとする。
- (4) 補修・更新の範囲は以下のとおりである
 - ア 点検・検査結果より、設備の基本性能を維持するための調整、部分取替
 - イ 設備が故障した場合の調整、修理、更新
 - ウ 再発防止のための調整、修理、更新
- (5) 本件施設の天災等の不可抗力による損傷等については、臨機の措置を取り遅滞なく本市に報告すること。

表 6-2 本件施設の補修・更新の範囲（参考）

作業区分		概要	作業内容（例）	
補修工事	予防保全	定期的に点検検査または部分取替えを行い、突発的故障を未然に防止する。（原則として固定資産の増加を伴わない程度のものをいう。）	・部分的な分解点検検査 ・給油 ・部分取替 ・調整 ・精度検査 等	
		更正修理（補修）	設備性能の劣化を回復させる。（原則として設備全体を分解して行う大掛かりな修理をいう。）	設備の分解→各部点検→部品の修正または取替→組付→調整→精度検査
		予防修理	異常の初期段階で不具合箇所を早急に処理する。	日常保全及びパトロール点検で発見した不具合箇所の対処
	事後保全	緊急事後保全（突発修理）	設備が故障して停止したとき、または性能が著しく劣化したときに早急に復元する。	突発的に起きた故障の復元と再発防止のための修理
		通常事後保全（事後修理）	経済的側面を考慮して、予知できる故障が発生した時点で修理・調整等を行い、速やかに性能を復元する。	故障の修理、調整

※表中の作業は、プラント設備、建築設備のいずれにも該当する。

8 機器履歴台帳の管理

事業者は、設備機器に係る補修等履歴台帳を作成し、補修等履歴の管理を行うこと。

事業者は、点検、検査、補修、更新の結果に基づき、補修等履歴台帳を更新し、本市の求めにより更新した台帳を提出すること。

9 精密機能検査

事業者は、事業期間中における処理機能等の確認のため、関係法令に従い精密機能検査を行うこと。なお、本事業における精密機能検査は、令和9年に第1回を行うものとし、以降は、1回/3年の頻度で実施する。精密機能検査は、事業者が第三者機関に委託して行うものとし、検査結果を本市に報告すること。

10 槽清掃

事業者は、事業期間中における処理機能維持のため、主要水槽の清掃を行い、堆積したスカム、砂、残渣物等を除去することとし、除去物の場外搬出処分に協力すること。また、支払い業務等について、本市と連携を図ること。なお、清掃にあわせて槽内の点検を行い、防食塗装に剥離や浮き等の異常が認められた場合は、写真撮影を行う等して記録するとともに、本市に報告すること。

本市にて清掃している水槽とその頻度を参考として表 6-3 及び表 6-4 に示す。

表 6-3 受入貯留槽等の清掃頻度（参考）

水槽名	し尿	浄化槽汚泥
沈砂槽	12 回/年	12 回/年
受入槽	4 回/年	4 回/年
貯留槽	2 回/年	2 回/年
予備貯留槽	1 回/年	1 回/年
雑排水槽	1 回/年	

表 6-4 生物処理槽の清掃頻度（参考）

水槽名	A 系	B 系
第 1 反応槽	1 回/2 年	1 回/2 年
第 2 反応槽	1 回/2 年	1 回/2 年
曝気槽	1 回/2 年	1 回/2 年
濃縮機供給槽	1 回/2 年	1 回/2 年

※生物処理槽の清掃は、A 系と B 系を交互に行っている。

11 ディープシャフトの点検

事業者は本件施設の主要設備であるディープシャフトの T 字部について亀裂等がないか点検を行い、亀裂等が確認された場合には適宜補修を行うこと。

また、点検及び補修結果については写真等を用いて本市に報告すること。

点検頻度については 1 回/2 年を基準とするが、劣化の進行度合いを考慮の上、本市と事業者の協議により決定するものとする。

第 2 節 建築物・関連設備等に係る維持管理業務

1 建築物等の定義

- (1) 建築物とは、要求水準書の「第 1 章 第 1 節 6 対象施設及びその仕様」のうち、土地に定着する工作物で、屋根及び柱もしくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）をいい、建築設備を含むものとする。
- (2) 関連設備とは、建築物に設ける電気設備、通信設備、給排水設備、空調設備、防災・消防設備、ガス設備等の建築のほか、駐車場、構内道路、植栽等の外構、側溝等を含むものとする。

2 業務範囲

建築物の屋根・外壁、内装（天井・壁・床）、建具、階段、付帯する工作物並びに関連設備の維持管理とする。（ただし、外壁の全面更新は対象外とする。）

3 業務内容

(1) 建築物の点検保守

事業者は、建築物の劣化に伴う機能低下を防ぎ、性能を維持できるよう、建築物各所の点検・保守を行う。ただし、日常の点検・保守では補いきれない建築物の老朽化に伴う外壁の全面改修、敷地内道路の舗装工事は業務対象外とし、表 6-5 に示す程度の補修を業務範囲とする。

表 6-5 共通施設の補修・更新範囲

設備等名称	点検、補修、更新内容	備考
建屋外壁、屋根	シール部、塗布防水等補修	施設機能の低下防止のための点検・補修・修理
アスファルト舗装	オーバーレイ	

(2) 建築設備維持管理

事業者は、建築設備の性能を維持し、円滑な業務遂行が可能となるように、建築設備の監視・点検・整備・保守を行う。(法定点検等については、表 6-1 を参照)

(3) 屋根改修工事

本件施設においては、中央監視室、廊下、階段、処理室等で雨漏りが確認されていることから、屋根改修工事を実施すること。

なお、過去に複数回、屋根の部分補修を行っているが、根本的な解決に至っていないことから、屋根の全面改修を実施すること。

(4) その他関連設備等の機能維持

事業者は、設備機器を適切に管理し、その他関連設備等は、「第 1 章 第 3 節 10 基本性能」に基づき事業期間にわたり維持すること。

第7章 環境管理業務

第1節 環境保全基準

- 1 事業者は、本件施設の公害防止等基準（第1章 第1節 8参照）並びに関係法令等を遵守した環境保全基準を定め、これを遵守するものとする。
- 2 法改正等により、環境保全基準を変更する必要がある場合は、本市と事業者が協議の上、変更等を行うものとする。

第2節 環境保全計画

- 1 事業者は、事業期間中、環境保全基準の遵守状況を確認するために、本市がこれまで実施してきた測定分析の結果（別紙参照）及び本件施設の廃棄物処理施設設置届等を基に、必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた環境保全計画を作成・提出し、本市の承諾を得ること。
- 2 事業者は、環境保全計画に基づき、環境保全基準の遵守状況を確認すること。
- 3 事業者は、環境保全基準の遵守状況について本市へ報告すること。

第3節 環境保全対策委員会支援

事業者は、1回/年（年度初め）の頻度で実施する環境保全対策委員会に出席し、必要に応じて運転状況等の報告を行い、本市を支援すること。

第8章 情報管理業務

事業者は、本件施設の運営管理に関する帳票類、記録簿及び報告書等を作成、管理・保存し、本市の求めに応じて報告または提出すること。なお、帳票類は、デジタルデータを基本とし、詳細な内容及び事業期間終了時の引き渡し等については、本市と協議すること。

第1節 運転記録報告

- 1 事業者は、本件施設のし尿及び浄化槽汚泥搬入量、排出量（し渣及び脱水汚泥）、運転データ、用役データ、運転日誌、日報、月報、年報等を記載した運転管理に関する報告書を作成し、本市に提出すること。
- 2 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は、本市と協議の上、決定するものとする。
- 3 事業者は、運転記録関連データを事業期間中または本市との協議により定めた期間保管すること。

第2節 点検・検査報告

- 1 事業者は、本件施設の点検・検査計画及び点検・検査結果報告書を作成し、本市へ提出すること。
- 2 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は、本市と協議の上、決定するものとする。
- 3 事業者は、点検・検査関連データを事業期間中または本市との協議により定めた期間保管すること。

第3節 補修・更新報告

- 1 事業者は、補修・更新計画及び補修・更新報告書を作成し、本市へ提出すること。
- 2 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は、本市と協議の上、決定するものとする。
- 3 事業者は、補修、更新関連データを事業期間中または本市との協議により定めた期間保管すること。

第4節 環境管理及び作業環境管理報告

- 1 事業者は、環境保全計画及び作業環境管理計画に基づき計測した結果を整理した報告書を作成し、本市へ提出すること。
- 2 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は、本市と協議の上、決定するものとする。
- 3 事業者は、環境管理関連データを事業期間中または本市との協議により定めた期間保管するものとする。

第5節 施設情報管理

- 1 事業者は、本件施設に関する各種マニュアル、図面等を事業期間にわたり適切に管理すること。
- 2 事業者は、補修、機器更新、改良保全等により本件施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更すること。
- 3 事業者は、本件施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法については、本市と協議の上、決定すること。
- 4 事業者は、本市が発信する広報誌、ホームページ等に掲載する資料について提出を求め

た場合、速やかに協力すること。

第6節 その他管理記録報告

- 1 事業者は、本件施設を構成する設備機器等を勘案して、管理記録することが適当と判断される事項があれば、本市に提案の上、その管理記録を行い、本市に報告するものとする。
- 2 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は、本市と協議の上、決定するものとする。
- 3 事業者は、管理記録を事業期間中または本市との協議により定めた期間保管するものとする。

第9章 防災・防犯・警備等管理業務

第1節 防火管理

- 1 事業者は、消防法等関係法令に基づき、本件施設の防火管理体制を整備するとともに、事業期間中の防火管理計画書を作成・提出し、本市の承諾を得ること。
- 2 事業者は、整備した防火管理体制について、本市に報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに本市に報告するものとする。
- 3 事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、防火管理上問題がある場合には、本市と協議の上、設備の改善を行うこと。
- 4 本施設の要求性能を発揮し、関係法令、公害防止条件等を遵守した適切な防火・防災管理業務を行うこと。

第2節 防災管理

事業者は、本件施設の防災管理体制を整備するとともに、事業期間中の防災管理計画書を作成・提出し、本市の承諾を得ること。

1 二次災害の防止

- (1) 事業者は、災害、機器の故障、停電等の緊急時には、人身の安全確保を優先すること。
- (2) 事業者は、緊急時において、施設を迅速かつ安全に停止させる等、環境及び施設に与える影響を最小限とすることで、二次災害の防止に努めること。

2 緊急対応マニュアルの作成

- (1) 事業者は、緊急時における人身の安全確保、本件施設の安全停止及び施設の復旧等の手順を定めた緊急対応マニュアルを作成・提出し、本市の承諾を得ること。
- (2) 事業者は、緊急時においては、緊急対応マニュアルに従った適切な対応を行うこと。
- (3) 事業者は、作成した緊急対応マニュアルについて、必要に応じて改善等を行い、本市に提出し、承諾を得ること。

3 自主防災組織の整備

- (1) 事業者は、台風、大雨等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我等が発生した場合に備えて、自主防災体制を整備するとともに、警察、消防及び本市等への連絡体制を整えておくこと。
- (2) 事業者は、自主防災体制を変更した場合は、速やかに本市に報告し、承諾を得ること。

4 防災訓練の実施

- (1) 事業者は、緊急時に自主防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行うこと。
- (2) 事業者は、防災訓練を行った場合は、その結果を速やかに本市に報告すること。

5 防災機器の点検

- (1) 事業者は、本件施設に配備されている防災機器の点検を行うこと。
- (2) 事業者は、防災機器の点検において、防災管理上の問題を認めた場合は、本市に報告し、本市との協議に従い機器の改善等を行うこと。

6 事故報告書の作成

- (1) 事業者は、事故が発生した場合は、緊急対応マニュアルに従い、直ちに事故の発生状況、事故時の運転記録等を本市に報告すること。
- (2) 事業者は、事故の報告を行った場合は、速やかに対応等を記した事故報告書を作成し、本市に提出すること。

第3節 保安管理体制

- (1) 事業者は、本件施設の管理に必要な保安管理体制を構築するものとする。
- (2) (1) の体制を変更した場合には、速やかに本市に報告し、承諾を得ること。
- (3) 事業者は、夜間、休日等は運転業務に支障のないように、施錠を行い第三者の進入防止に努めること。
- (4) 事業者は、必要に応じて来訪者の対応を行うこと。

第4節 危機管理の対応

本件施設は、始良市民の日常生活に欠くことのできない重要なライフラインの一つであることを鑑み、事業者は、伝染病、地震、台風等の発生に対応する危機管理体制を確立し、本件施設の機能維持に努めるものとする。

第10章 その他関連業務

第1節 対象施設内の清掃等

- 1 事業者は、清掃の対象として本事業の対象施設内及びその敷地内とし、常に清潔な環境を維持するものとする。なお、事業者は、清掃について事業期間中の要領書を作成・提出し、本市の承諾を得ること。
- 2 清掃等の範囲と内容は、表 10-1 に示すとおりとする。

表 10-1 清掃等範囲・内容

範囲	内容・方法	頻度
処理棟、管理棟	床面のワックス掛け、窓清掃 その他施設の運営に差し支えないよう清掃する。	適宜
外構	落ち葉・ごみの除去、除草 (200 m ²)、草刈 (1,600 m ²)、雨水側溝の清掃、剪定	適宜 ただし、除草・草刈は4回/年、剪定は1回/年を基本とする。
レストハウス及び広場	清掃 (トイレ含む)、草刈 (広場一面)、雨水側溝の清掃	適宜 ただし、草刈は2回/年、トイレ清掃は24回/年を基本とする。

第2節 植栽の管理・保守

- 1 事業者は、本件施設の敷地内の植栽について、景観を損なうことのないよう、剪定、刈込み、除草、水やり等を行うものとする。除草・草刈作業は、原則、始良市シルバー人材センターを活用するものとする。また、植栽が立ち枯れとなった場合の補植は、事業者による責が無いと認められた場合は、本市が行うものとする。
- 2 事業者は、植栽管理について事業期間中の要領書を作成・提出し、本市の承諾を得ること。

第3節 桜島降灰の清掃及び除雪等

事業者は、必要に応じて、構内道路及び敷地内の降灰の清掃・除去及び積雪の除去を行うこと。なお、除去した灰は始良市の規定により処理するものとする。

第4節 保険

- 1 事業者は、事業期間中、事業運用上必要と思われる保険に加入すること。保険金額等については、事業者の裁量に委ねるものとする。なお、加入する保険の種類は、企業総合賠償責任保険、第三者賠償保険、労災総合保険、機械保険の他、本市と協議の上決定するものとする。
- 2 本市は、火災保険に加入するものとする。

第5節 見学者・市民対応

1 見学者対応

本市は、本件施設の見学希望者の受付、日程調整等を行うものとし、事業者は、施設見

学者の案内、説明等の対応を行うものとする。なお、事業者の説明の範囲は本件施設に関するものとする。

2 市民対応

市民及び周辺住民から、本件施設に関する説明の要請があった場合、事業者は、本市とともに本件施設の運転状況等に関する説明を行い、市民及び周辺住民の理解、協力等が得られるよう努めること。また、市民及び周辺住民からの意見があった場合、事業者は改善対応等に関する協議への参加や提案等を行うことにより、本市の対応を支援するものとする。

別紙：本件施設の稼動に係る計測項目（環境保全計画）

各項目とも1年間に実施する内容を記載している。

1 放流水

放流水の水質検査を1回/月の頻度で実施する。

【放流水の検査項目】

水素イオン濃度 (pH)
生物化学的酸素要求量 (BOD)
化学的酸素要求量 (COD)
浮遊物質 (SS)
大腸菌群数
窒素含有量
燐含有量
アンモニア性窒素 (NH ₄ -N)
亜硝酸性窒素 (NO ₂ -N)
硝酸性窒素 (NO ₃ -N)
塩化物イオン

2 搬入し尿等

搬入し尿及び浄化槽汚泥の検査を1回/月の頻度で実施する。

【搬入し尿等の検査項目】

水素イオン濃度 (pH)
生物化学的酸素要求量 (BOD)
化学的酸素要求量 (COD)
浮遊物質 (SS)
窒素含有量
燐含有量
アンモニア性窒素 (NH ₄ -N)
塩化物イオン
蒸発残留物

3 臭気

臭気の測定を1回/年の頻度で実施する。

【臭気の検査項目】

アンモニア
メチルメルカプタン
硫化水素
硫化メチル
二硫化メチル
トリメチルアミン
アセトアルデヒド
プロピオン酸
ノルマル酪酸
ノルマル吉草酸
イソ吉草酸

別表 1

別表 1-1 業務範囲の概要（ハード面）

施設	維持管理業務	事業者	本市	備考
①処理部門	建物（構造物）		○	
	建築設備	○		
	機器設備	○		
	備品・什器	○		
	用役・消耗品	○		
	その他	○		
②管理部門	建物（構造物）		○	
	建築設備	○		
	備品・什器	○		
	用役・消耗品	○		
	その他	○		
③その他	屋外建物（構造物）		○	レストハウス
	構内道路	○		除雪、標識・カーブミラーの保守含む
	駐車場	○		除雪含む
	植栽	○		
	門・囲障	○		
	レストハウス（便所含む）	○		凍結防止、トイレトペーパー補充含む
	外灯	○		
	水道管、電話設備（電柱・電線等）、電気設備（電柱・電線等）等	○		電気設備には、自家用電気工作物の保安管理を含む
	その他	○		

○：業務範囲 △：一部業務範囲（備考欄参照）

※維持管理業務とは、保守、点検、補修、清掃、警備、用役、消耗品等の調達・購入等の業務

別表 1-2 業務範囲の概要（ソフト面）

運転・維持管理業務	処理棟	管理棟	その他	備考
官庁等の許可、申請	▲	▲	○	
安全衛生管理	●	●	●	
作業環境管理	●	●	●	
労務・労災管理	●	▲	●	
緊急時対応	●	●	●	
事故時対応	●	●	●	
防災管理	●	●	●	消防署等の報告書作成は事業者
自主防災組織	●	●	●	
連絡体制	●	▲	●	
保安全管理	●	▲	●	
衛生管理（清掃）	●	●	●	
受付、計量	●			
運転教育訓練	●			
運転管理	●			
情報管理	●	●	●	
点検、検査	●	●	●	
設備補修	●	●	●	
設備更新	●	●	●	
環境保全	●	●	●	
残渣、不燃物等処分（場外）	●			
用役・物品管理	●	●	●	
備品、什器管理	●	●	●	
火災保険	○	○	○	
その他保険加入	●	●	▲	
第三者損害補償	●	●	▲	
見学者・市民対応	△	△	△	事業者は協力すること
モニタリング	○	○	○	

●：事業者への委託範囲

▲：基本的に事業者への委託範囲

○：本市の業務範囲

△：基本的に本市の業務範囲

別表 2

別表 2-1 リスク分担表

区分	リスクの内容	負担者		リスクの詳細・備考	
		本市	事業者		
基本事項					
1	政治リスク	政治・政策変更等による契約変更	○		廃棄物行政の変更等に係る費用増
2	制度・法令変更リスク	事業に直接関係する制度・法令の変更	○		本事業に係る法令、制度、許認可等の変更
3	税制度変更リスク	事業者の利益に係る税制度の変更		○	法人税、法人事業所税等事業者の利益に係る税制度の変更
		上記以外の税制度の変更	○		消費税等に係る税制度の変更
4	物価変動リスク	物価変動に係る運営費の増大	○		事業契約書で定める一定の範囲を超えるもの
				○	事業契約書で定める一定の範囲を超えないもの
5	市民対応リスク	施設稼働に対する市民反対、訴訟問題	○		市民反対運動、訴訟等に伴う管理強化等による操業停止、費用増大
		施設運営に対する市民反対、訴訟問題		○	事業者の帰責事由により市民問題が生じた場合
6	第三者賠償リスク	事業者の帰責事由による第三者賠償		○	事業者の帰責事由による騒音・振動・地盤沈下・臭気及び第三者への損害
		上記以外で、本市の帰責事由の場合	○		上記を除く、本市の帰責事由による第三者への損害
7	本事業の中止、延期リスク	供用開始の遅延、債務不履行、事業放棄、破綻	○		本市の帰責事由によるもの、本市の指示によるもの
				○	事業者の帰責事由によるもの
8	デフォルトリスク	本市の帰責事由による契約解除	○		契約解除により事業者が生じた損害を賠償（逸失利益を含む）
		事業者の帰責事由による契約解除		○	契約解除により本市が生じた損害賠償
9	不可抗力リスク	天災、暴動等による事業の変更、中止、延期	○		本市、事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由で、暴風雨・豪雨・洪水・高潮・地震・地すべり・落盤・騒乱・暴動・第三者の行為その他自然的または人為的な現象のうち通常予見不可能なものによる。（保険対象外）
			○	○	上記のうち、保険の対象となる被害

別表 2-2 リスク分担表 (1/2)

区分	リスクの内容	負担者		リスクの詳細・備考	
		本市	事業者		
運営期間					
1	計画変更リスク	本市の指示、帰責事由による計画変更	○		本市の指示、帰責事由による業務内容の変更
2	供給リスク	計画量が確保できない等、受入廃棄物の量の変動	○	○	変動費により受入廃棄物の量の変動にあわせて支払いを行う 固定費に影響が生じるような量の変動の場合、協議により委託費の改定を行う
3	搬入処理物の性状リスク	受入廃棄物の性状に起因するもの	○		し尿及び浄化槽汚泥の性状が計画性状と異なる場合の運営費の増大、事故の発生、運転停止
		処理不適物による施設損傷		○	事業者が受入廃棄物の処理不適物に関して善管注意義務を怠ったために生じた運営費の増大、事故の発生、運転停止
4	運営費上昇リスク	本市の帰責事由に起因する運営費の増大	○		本市の帰責事由による業務内容・用途の変更等（含む処理対象物の変更等）に起因する運営費の増大
		上記及び物価以外の要因によるもの		○	上記及び物価以外の事業者の帰責事由による運営不備に起因する運営費の増大
5	性能リスク	要求水準不適合（施設の性能・維持確保に関するもの）		○	事業者の帰責事由による施設の運転・用役・維持管理の不備に起因する性能未達、運営費の増大
		制度・法令変更等の規制強化による業務要求水準不適合	○		制度・法令変更により、要求水準を上回る性能が要求される場合の設備改造等
6	施設損傷リスク	不可抗力を除く事故・火災等による施設の損傷		○	事業者の帰責事由による事故・火災等による施設損傷、修繕、代替処理費用等の運営費増大
			○		上記以外による事故・火災等による施設損傷、修繕、代替処理費用等の運営費増大
7	事故発生リスク	施設の本事業での事故発生		○	事業者の帰責事由による事故に関する修復等に係る費用
			○		事業者の帰責事由以外による事故に関する修復等に係る費用
8	搬出リスク	場外搬出の停滞、停止、中止が発生した場合	○		貯留・保管場所の確保
				○	輸送、代替処理

別表 2-2 リスク分担表 (2/2)

区分	リスクの内容	負担者		リスクの詳細・備考	
		本市	事業者		
運営期間					
9	環境保全リスク	環境に影響を及ぼす 場合		○	事業者の帰責事由による周辺環境の悪化、環境基準の未達による現状復帰費用
			○		事業者の帰責事由以外による周辺環境の悪化、環境基準の未達による現状復帰費用
10	技術革新リスク	新技術の導入に伴い 更新コストが増大する 場合	○		本市の意向によるもの
				○	上記以外のもの